

令和2年（2020年）5月13日

保護者の皆様

八王子市教育委員会

令和2年度 当面（5月18日から5月31日まで）の本市の教育活動における基本的な方針について

平素より、本市の教育行政にご理解、ご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、保護者の皆様には、「令和2年度 当面（5月7日以降）の本市の教育活動における基本的な方針について」（令和2年4月28日 八王子市教育委員会）にて、臨時休業期間の延長についてお知らせしたところです。

この「5月7日以降の基本的な方針」は、国や東京都の緊急事態宣言の延長等の新たな対策が示される前に、学校の準備等を進めるために本市としての独自の方針を定めたものです。

この方針により、本市では、現在、令和2年5月17日（日）まで臨時休業期間を延長し、健康観察及び課題等の配布、回収を行う「個別・分散登校期間」を実施しているところです。

その後、国からは、令和2年5月4日（月）、5月末までの緊急事態宣言延長の方針が正式に発表となり、翌日の5月5日（火）、東京都も同様の対応を延長することとなりました。

このことに先立ち、文部科学省は、令和2年5月1日（金）、「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）」を发出し、以下の内容等を公表しました。

- ・学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に子どもが通うことは困難であり、このような状態が長期間続けば、子どもの学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じること
- ・緊急事態宣言の区域内であっても地域や生活圏によって感染の状況は異なることから、一律ではなく地域の状況を踏まえて、段階的に学校教育活動を開始していくことも可能であること
- ・分散登校を行う際には、進路の指導の配慮が必要な小学校第6学年・中学校第3学年等の最終学年の児童・生徒が優先的に学習活動を開始できるように配慮すること

本市としても、このことを踏まえ、今後の基本的な方針の見直しを検討してまいりました。

これまで、本市教育委員会には、保護者の皆様から次のような多くのご意見をいただいております。

「新型コロナウイルス感染症による感染拡大が続いているうちは、学校を再開するべきではない。」

「オンライン授業ができる環境整備を速やかに進めるべきだ。」

「臨時休業期間が長期化し、子どもの生活リズムが崩れているのが心配である。」

「家庭だけで子どもの生活や学習をフォローするのは難しく、一部からでも学校再開してほしい。」

学校再開に賛成する意見、反対の意見、それぞれに切実な思いがあり、重く受け止めなければならないものです。

また、本市における新型コロナウイルス感染症の感染状況は次のとおりになります。

- ・これまでの感染者数は42名であり、このうち30名が退院等をしている。（令和2年5月12日現在）
- ・令和2年5月4日（月）以降、新たに判明した感染者は確認されていない。

教育委員会として、基本的な方針の見直しを行う上で、国や東京都の動向、本市の学校の状況、保護者や地域の方のご意見、本市の感染状況の推移等を総合的に判断し、以下のとおり新たに令和2年5月18日（月）から5月31日（日）までの方針を立てました。

- 1 臨時休業期間を令和2年5月18日（月）から令和2年5月31日（日）まで延長する。
- 2 令和2年5月18日（月）から22日（金）までを個別・分散登校期間として、週に1回、健康観察及び課題等の配布、回収を行う。ただし、小学校第6学年及び義務教育学校第6学年、中学校第3学年及び義務教育学校第9学年は学校での少人数指導を複数回実施することを可能とする。
- 3 少人数指導を行う際は、学級を分割し20名以下にすることで「3密」をできるだけ避けるとともに、換気、消毒など、感染予防対策を最大限行う。
- 4 令和2年5月25日（月）から29日（金）までの教育活動の内容は、後日示す。

小学校第6学年及び義務教育学校第6学年（以下、小6と表記）、中学校第3学年及び義務教育学校第9学年（以下、中3と表記）の児童・生徒は、それぞれの校種で学ぶべき学習内容を終えなければならない学年です。

学校、学年によって多少の差はありますが、年間の授業日数は200日強。臨時休業期間が5月末まで伸びると授業日数が40日弱となります。この2か月で2割近い授業日数が不足します。特に中3は、多くの生徒が高等学校等の上級学校への進学を希望しており、生徒本人や保護者の方の不安が強いとの声も届いています。

このような状況から、小6、中3については、他の学年よりも学習に関するきめ細かい指導を優先して行う必要があると考え、学校での少人数指導を複数回実施できるものとします。

授業日としての設定ではありませんので、少人数指導に参加しない場合、欠席扱いになることはありません。

オンライン授業の要望もいただいております。本来、小・中学校の授業は、教員と児童・生徒相互の直接的なかかわりの中で高い効果を発揮するものであり、オンライン授業ができれば全てを補完できるものではありませんが、こうした緊急時には必要なものと考えております。

短期間で全ての家庭で機器や通信環境の整備を行うことは課題があるものの、家庭学習が中心となる期間が長期化してもオンライン授業ができるよう、現在、環境整備の準備を全力で進めており、各学校のホームページでも動画の配信などの充実を図っているところです。

最高学年である小6、中3の児童・生徒が現在過ごしている学校での生活はどんどん少なくなってきました。児童・生徒の立場で考えたときに、感染予防には十分配慮しつつ、教員や級友とかかわる機会を設けることは残された学校生活を充実させる上で、大切なことであると認識しております。

なお、小6、中3以外の児童・生徒の学習の大半は家庭学習が中心となります。

令和2年5月11日（月）の週からは、家庭学習においても新学年の学習内容に踏み込んだ課題となっております。

家庭での課題の取組状況を学習評価にも活用しますので、学校から提示される学習予定表等に沿い、規則正しい学習・生活習慣が確立するよう、保護者の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

詳細については、別紙「令和2年度 当面（5月18日から5月31日まで）の教育活動について」をご覧ください。

現在、国では、専門家の意見を踏まえ、地域ごとの状況を分析し、可能であれば緊急事態宣言を解除する検討を進めていると報道されています。

令和2年5月25日（月）から29日（金）の教育活動については、こうした動きを見定めた上、新たに具体的な対応をお示ししますので、ご了解願います。

学校で教育活動を行うことについて、子どもたち自身、そして保護者の皆様の不安があることは重々承知しております。

教育委員会としても、学校と連携しつつ、こうした不安を少しでも軽減できるよう、教育活動の再開に向けた準備に全力を尽くしてまいります。

保護者の皆様のご理解、ご協力を心よりお願い申し上げます。

◎本通知の内容は、令和2年5月13日（水）現在のものであり、今後の状況等により変更となる可能性があります。

【問い合わせ先】

八王子市教育委員会学校教育部指導課
（電 話）042-620-7412